

○年少射撃資格者に対する指示

(第 10 条の 9 第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 10 条の 9 第 2 項
処分の概要	年少射撃資格に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 1 項第 4 号の 8(所持の禁止)、第 4 条第 1 項第 5 号の 2(所持許可)、第 10 条の 9 第 2 項
処分基準	銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 <ul style="list-style-type: none"><li>・その違反行為が比較的軽微である。</li><li>・違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない。</li><li>・違反行為の再発防止が期待できる。</li></ul> 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室